

2025年4月1日

報道関係者各位

マニユライフ生命保険株式会社

『未来につなげる終身保険 v2』を 新たに福島銀行で販売開始

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、2025年4月1日(火)から、通貨選択型一時払終身保険『未来につなげる終身保険 v2』を、株式会社福島銀行(取締役社長:加藤容啓、本店:福島県福島市、以下「福島銀行」)において販売開始いたします。

『未来につなげる終身保険 v2』は、一生涯にわたって万一の保障を確保し、少しでも多くの資産を安心してご家族にのこしたいというお客様のニーズにお応えする資産形成機能も備えた一時払終身保険です。お客様のニーズにあわせて、健康状態等の告知をいただく「告知ありタイプ」と、告知が不要な「告知なしタイプ」の2種類からお選びいただけます。「告知ありタイプ」は、契約後すぐに一時払保険料より大きな保障が確保でき、死亡保障に加えて高度障害保障が一生涯続く商品となっています。一方、「告知なしタイプ」は、契約初期の一定期間の保障を抑制し、その後の保障額を大きくすることで将来の手厚い死亡保障を確保したいというお客様のニーズにお応えいたします。これらの異なる2つのタイプを提供することで、より幅広いお客様のニーズにお応えします。

商品詳細: <https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/miraisyushin02.html>

マニユライフ生命は、ウェルス・ソリューション・スペシャリストとして、万一の場合の保障に加えて、人生100年時代においてお客様がより長く、より良い生活を送ることができるよう、退職後の生活資金や相続対策といった長期的な資産形成まで、さまざまなニーズにお応えする商品・サービスを提供してまいります。

※商品概要につきましては、別紙をご参照ください。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションのグループ企業です。ブランドメッセージ「人生に、たしかな選択を。」のもと、お客様が安心して保障や資産形成のためのより良い選択ができるよう、資産形成のスペシャリストとして、お客様に寄り添います。当社に関する情報は、公式ウェブサイト(<https://www.manulife.co.jp>)、および LinkedIn アカウト(<https://www.linkedin.com/company/manulife-japan/>)をご覧ください。

本資料は、報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「設計書」等をご覧ください。

<別紙>

『未来につなげる終身保険 v2』商品概要

(詳細: <https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/miraisyushin02.html>)

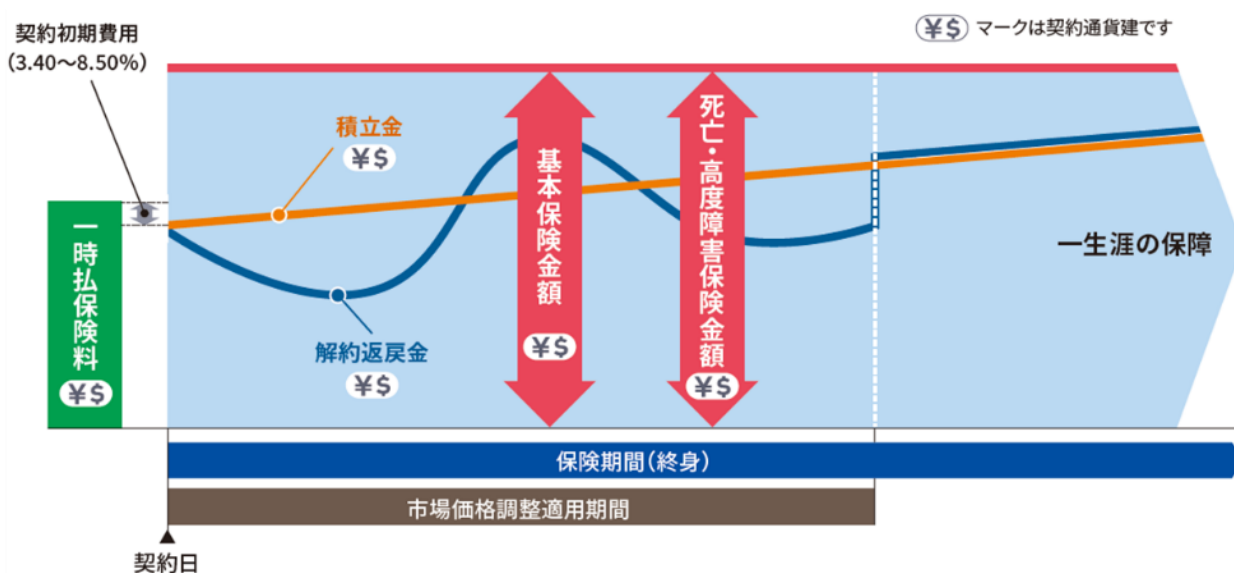
<商品の特徴・しくみ>

■ えらべる2つのタイプ

- お客さまのニーズに合わせて、健康状態等の告知が必要な「告知ありタイプ」、告知が不要な「告知なしタイプ」、2つのタイプから選択できます。
- ※ お申し込み後にタイプの変更はできません。

1. 告知ありタイプ

イメージ図



※ 契約時の金融情勢等の影響により、一部の契約通貨・契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。

※ 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。

Point 1

通貨をえらんで運用

- 契約時に、運用する通貨(契約通貨)を選びます。
- 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率*1で、一生にわたって運用します。

契約通貨		
 円	 米ドル	 豪ドル

Point 2

契約時から大きな保障

- 契約時に、一時払保険料より高い基本保険金額*2が設定されます。
- そのため、契約時から死亡・高度障害保障を確保できます。

Point 3

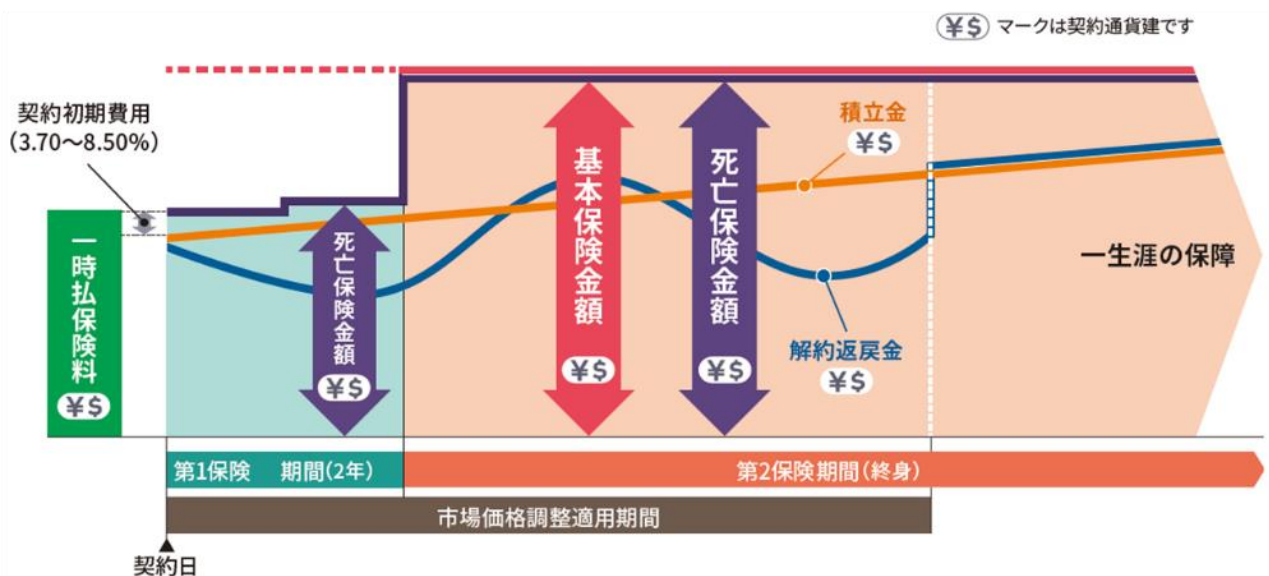
一生涯つづく安心

- 大きな保障は一生涯続きます。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。

- *1 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
※積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
- *2 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。

2. 告知なしタイプ(初期抑制型死亡のみ保障特則を適用したご契約)

イメージ図：第1保険期間 2年の場合



- ※ 「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。
- ※ 契約時の金融情勢等の影響により、一部の契約通貨・契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。
- ※ 被保険者が入院中の場合等、ご契約いただけない場合があります。その他、マニユライフ生命で得た情報をもとに総合的に判断します。
- ※ 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。

Point 1

通貨をえらんで運用

- 契約時に、運用する通貨(契約通貨)を選択いただきます。

一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率^{*1}で、一生涯にわたって運用します。



Point 2

第1保険期間を選択

- 保険期間を、第1保険期間と第2保険期間に区分します。
- 第1保険期間は、次のいずれかから選べます。

2年・3年・5年・7年・10年

- 第1保険期間では、契約日の1年後から一時払保険料に対し一定の割合で死亡保障が毎年増加します。
- ※ 契約後に、第1保険期間の変更はできません。

Point 3

一生涯つづく安心

- 第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金額が大きくなります。大きくなった保障のまま、一生涯続きます。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。

*1 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
※積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

■ お客さまの健康をサポートする商品付帯サービス

- マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供する、こころとからだの健康をサポートするための商品付帯サービス「メディカルリリーフ(プラス)」を無料でご利用いただけます。
- 「メディカルリリーフ(プラス)」では、24時間・年中無休で医師・保健師・看護師などの相談スタッフが対応する健康相談サービス(メディカルほっとコール 24^{*1})や、各専門分野の医師によるセカンドオピニオンを手配するサービス(メディカルソムリエ^{*2})などをご提供しています。

サービスの詳細やご利用条件等はマニユライフ生命のホームページをご確認ください。

<https://www.manulife.co.jp/ja/policyholder/medicalrelief/about.html>

※ 上記サービスは2025年4月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

※ 保険契約による保障とは異なります。

※ ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。

*1 サービスをご利用いただける方は、対象となる保険契約の被保険者とその1親等以内のご家族です。

*2 サービスをご利用いただける方は、対象となる保険契約の被保険者です。

<各種取扱い>

■ 保障内容

被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。支払事由に該当され、いずれかの保険金をお支払いした場合、契約は消滅します。

告知ありタイプ

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額	死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	① 解約返戻金額 ② 基本保険金額	傷害または疾病により所定の高度障害状態 ^{*1} に該当されたとき	被保険者 ^{*2}

*1 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

*2 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人は契約者となります。

告知なしタイプ

【第1 保険期間】

保険金	支払金額 ^{*3}	支払事由	受取人
死亡保険金	一時払保険料相当額 ^{*4} × (100% + 逓増率 ^{*5} × 契約日からの経過年数 ^{*6})	第1 保険期間に死亡されたとき	死亡保険金受取人

*3 解約返戻金額が支払金額の算式の金額を超える場合は、解約返戻金額をお支払いします。

*4 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額

*5 逓増率は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

- ・ 60 歳以下 :1.50%
- ・ 61 歳以上 70 歳以下 :1.00%
- ・ 71 歳以上 80 歳以下 :0.50%
- ・ 81 歳以上 :0.20%

*6 1 年未満は切捨て

【第2 保険期間】

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ① 解約返戻金額 ② 基本保険金額	第2 保険期間に死亡されたとき	死亡保険金受取人

■ 保険期間




- ・ 終身

■ 保険料払込方法

- ・ 一時払のみ

※ マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■ 取扱通貨

契約通貨	<p>この保険の運用は契約通貨で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約時に、契約通貨を次の3つから選択できます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  円 </div> <div style="text-align: center;">  米ドル </div> <div style="text-align: center;">  豪ドル </div> </div> <p>※契約後の変更はできません。</p>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保険料(契約通貨建) 200 万円／20,000 米ドル／20,000 豪ドル ・ 取扱単位 10,000 円／100 米ドル*／100 豪ドル* * 契約通貨と保険料の払込通貨が異なる場合、上記取扱単位でのお払込み額から為替レートをを用いて一時払保険料を計算します。契約通貨建の一時払保険料の取扱単位は 0.01 米ドルまたは 0.01 豪ドルとなります。 ● 死亡・高度障害保険金や解約返戻金等は、契約通貨でお支払いします。「円支払特約 B 型」を付加すると、円で受取れます。
<p>保険料の 払込通貨</p>	<p>契約通貨に外貨を選択した場合、保険料の払込通貨を選べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を次の 5 つから選択できます。 契約通貨が円の場合、円のみとなります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  円 </div> <div style="text-align: center;">  米ドル </div> <div style="text-align: center;">  豪ドル </div> <div style="text-align: center;">  ユーロ </div> <div style="text-align: center;">  ニュージーランド ドル </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱単位(契約通貨と異なる場合) 10,000 円／100 米ドル／100 豪ドル／100 ユーロ／100 ニュージーランドドル

■ 契約年齢範囲

- ・ 告知ありタイプ：30～90 歳(満年齢)
- ・ 告知なしタイプ：30～90 歳(満年齢)*

* 告知なしタイプは第 1 保険期間により契約年齢範囲が異なります。

第 1 保険期間	2 年	3 年	5 年	7 年	10 年
契約年齢	30～90 歳	30～80 歳	30～75 歳	30～70 歳	30～60 歳

■ 基本保険金額

次の要素等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算します。

- ◎ 被保険者の契約年齢、性別
- ◎ 一時払保険料
- ◎ 契約日の積立利率
- ◎ 第 1 保険期間(告知なしタイプのみ)

※ ただし、契約後に基本保険金額を減額した場合は、減額後の金額となります。

- ・ 最高額
20 億円相当額
※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。
※ 被保険者の契約年齢・職業等や、マニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。
- ・ 取扱単位
100 円／1 米ドル／1 豪ドル

■ 主な特約

<ul style="list-style-type: none"> 円特約 B 型 米ドル特約 B 型 ・ 豪ドル特約 B 型 	円・米ドル・豪ドルのいずれかを契約通貨とするための特約です。契約通貨を選択すると、自動付加されます。
【保険料の払込通貨に関する特約】 <ul style="list-style-type: none"> 保険料円入金特約 B 型 保険料米ドル入金特約 B 型 保険料豪ドル入金特約 B 型 保険料ユーロ入金特約 B 型 保険料ニュージーランドドル入金特約 B 型 	契約通貨建の保険料を、選択した払込通貨(円・米ドル・豪ドル・ユーロ・ニュージーランドドルのいずれか)で払込むための特約です。契約通貨と異なる払込通貨を選択すると自動付加されます。
<ul style="list-style-type: none"> 円支払特約 B 型 	死亡保険金、解約返戻金等を円で受取れます。
<ul style="list-style-type: none"> 指定代理請求特約 (告知ありタイプのみ) 	被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに指定代理請求人が請求できます。
<ul style="list-style-type: none"> リビング・ニーズ特約 (告知ありタイプのみ) 	被保険者の余命が 6 ヶ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受取れます。

※ 特約保険料はかかりません。ただし、保険料の払込通貨に関する特約や円支払特約 B 型を付加した場合、別途為替手数料がかかります。

<リスク>

この保険は、解約時の市場金利、為替相場の変動などの影響を受けるため、**元本割れする可能性があります**。これらのリスクは契約者または受取人が負います。

この保険には次のリスクがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

■ 解約リスク

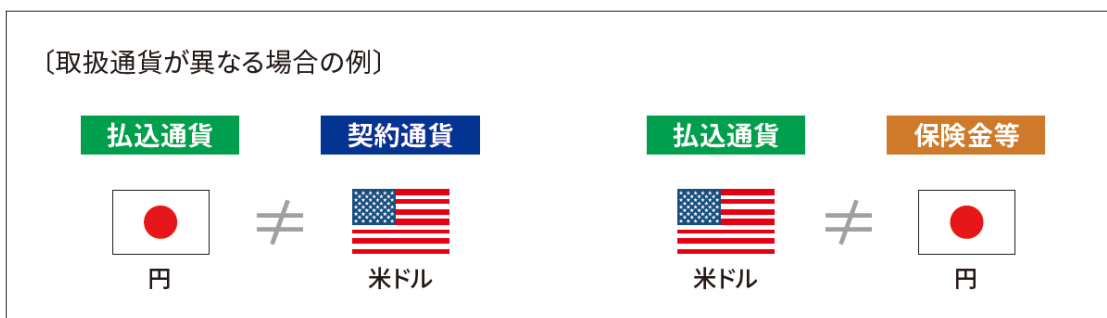
原因	内容
<ul style="list-style-type: none"> 契約初期費用の控除 市場価格調整 	解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

■ 為替リスク [契約通貨:米ドル/豪ドル]

取扱通貨が異なる場合に、為替相場の変動の影響を受けます。

原因	内容
外貨での運用による為替相場の変動*	保険料の払込通貨で換算した死亡保険金額等が、お払込みいただいた金額を下回ることがあります。

*為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



<費用>

お客さまにご負担いただく費用は次のとおりです。

■ 契約初期費用

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結に必要な費用	契約年齢および契約通貨に応じた割合を、一時払保険料に乗じた金額	契約日に一時払保険料から控除

契約年齢および契約通貨に応じた割合

告知ありタイプ

契約年齢*	契約通貨	
	円	米ドル／豪ドル
34歳以下	4.50%	8.50%
35～39歳	4.40%	8.25%
40～44歳	4.30%	8.00%
45～49歳	4.20%	7.75%
50～54歳	4.10%	7.50%
55～59歳	4.00%	6.80%
60～64歳	3.90%	6.10%
65～69歳	3.80%	5.40%
70～74歳	3.70%	4.70%
75～79歳	3.60%	4.00%
80～84歳	3.50%	3.90%
85歳以上	3.40%	3.80%

* 年増法でお引受けする場合は、被保険者の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢とします。

告知なしタイプ

契約年齢	契約通貨	
	円	米ドル／豪ドル
34歳以下	4.50%	8.50%
35～39歳	4.40%	8.25%
40～44歳	4.30%	8.00%
45～49歳	4.20%	7.75%
50～54歳	4.10%	7.50%
55～59歳	4.00%	6.80%
60～64歳	3.90%	6.10%
65～69歳	3.80%	5.40%
70歳以上	3.70%	5.00%

■ 保険関係費

告知ありタイプ

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結・維持に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。	積立利率の設定時、あらかじめ差し引く
死亡保障および高度障害保障に必要な費用		積立金の計算時、控除

告知なしタイプ

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結・維持に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。	積立利率の設定時、あらかじめ差し引く
死亡保障に必要な費用		積立金の計算時、控除

■ 為替手数料(外貨の取扱いにかかる費用)

告知ありタイプ、告知なしタイプ

内容	金額(1ドルあたり)	ご負担いただく方法
保険料円入金特約 B 型以外の「保険料の払込通貨に関する特約」を付加して、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で払込む際にかかる費用	50 銭 [為替レート] 契約通貨の TTM ÷ (保険料の払込通貨の TTM - 50 銭)	為替レートの設定時、あらかじめ差し引く
保険料円入金特約 B 型を付加して、一時払保険料を円で払込む際にかかる費用	50 銭 [為替レート] 契約通貨の TTM + 50 銭	
円支払特約 B 型を付加して、保険金等を円で支払う際にかかる費用	米ドル: 1 銭 豪ドル: 3 銭 [為替レート] 米ドル: 契約通貨の TTM - 1 銭 豪ドル: 契約通貨の TTM - 3 銭	

※ 2025 年 4 月現在。為替手数料は、将来変更することがあります。

※ 金融機関で通貨交換を行う際にも為替手数料がかかります。また、一時払保険料を外貨で払込む際や保険金等を外貨で受取る際、送金手数料・引出手数料等がかかる場合があります。

くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

※ 「保険料米ドル入金特約 B 型」「保険料円入金特約 B 型」および「円支払特約 B 型」等の為替レートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各為替レートは、マニライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) を基準として計算された為替レートです。